

平成六年人事院規則一五一一四

人事院規則一五一一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）
人事院は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に關し次の人事院規則を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第一条の二）
- 第二章 正規の勤務時間等（第一条の三—第十二条の二）
- 第三章 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間（第十三条—第十六条の三）
- 第四章 休日の代休日（第十七条）
- 第五章 休暇（第十八条—第三十一条）
- 第六章 雜則（第三十二条—第三十三条）
- 附則 第一章 総則

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に關する事項については、別に定めるものほか、この規則の定めるところによる。
(健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保)

第二条 各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、勤務時間法第四条第一項に規定する職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。

第三条 育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）

第四条 各省各庁の長（勤務時間法第三条の基準）

第五条 育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第二十三条第二項に規定する育児短時間勤務職員を除く。）

第六条 各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定め

（勤務時間法第六条第三項の適用除外職員）

定める職員は、皇宮警察学校初任科、航空保安

大학교又は気象大学校の学生とする。

（勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準）

勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

- 一 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。
- イ 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）があらかじめ定める時間以上とすること。
- ロ ただし、休日（勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事院の定める日（以下この条及び第四条の三において「休日等」という。）については、七時間四十五分（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、当該定年前再任用短時間勤務職員等の単位期間（勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間における勤務時間を当該期間における週休日（同項に規定する週休日を定めるによる週休日）（以下同じ。）以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第四条の三第一項第二号イにおいて同じ。）とすること。
- ハ 単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。次項及び第四条の三第一項において「区分期間」という。）ごとに定めることとし、一日を限度として各省各庁の長があらかじめ定める日（休日等を除く。）については、二時間未満とすることができる。
- カ 月曜日から金曜日まで（イ（2）に定めたるあらかじめ定める日を除く。）の午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間（各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定め

る標準的な休憩時間をいう。次項及び第四条の三第一項第三号において同じ。）を除き、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

勤務時間の割振りは、次に掲げる基準により勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間の割振りの基準）

勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。
- イ 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間とす

（勤務時間法第六条第三項の適用除外職員）

定める職員は、皇宮警察学校初任科、航空保安

大학교又は気象大学校の学生とする。

（勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準）

勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。
- イ 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間とす

るあらかじめ定める日を除く。）のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間（各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間とす

るあらかじめ定める日を除く。）のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間（各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間とす

るあらかじめ定める日を除く。）のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間（各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間とす

- 一 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。
- イ 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間とす

ては、人事院の定めるところにより、第一項第二号又は第二項第一号若しくは第二号に定める基準によらないことができるものとする。

5 各省各庁の長は、第一項又は第二項（いずれも休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事院と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事院が定める基準に適合するものであるときは、当該人事院との協議を要しないものとする。

（勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの手続）

第四条 勤務時間法第六条第三項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならぬ。

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる前項の規定による申告（次項第二号を除き、以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。

一 次号に掲げる申告以外の申告 当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによる申告（次項第二号を除き、以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。

二 前条第二項に定める基準に係る申告及び特定専門スタッフ職員の申告（始業及び終業の時刻について当該特定専門スタッフ職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合の勤務時間の割振りによる申告に係るものに限る。）これらの申告どおりに勤務時間を割り振るものとする。

三 各省各庁の長は、前項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

4 各省各庁の長は、前項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更するとき。

二 職員から第七条第四項の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があつた場合において、同項の規定により休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変更するとき。

三 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認められる場合において、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ること。

4 振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 職員から第七条第四項の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があつた場合において、同項の規定により休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変更するとき。

三 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認められる場合において、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ること。

四 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に關し必要な事項は、事務総長が定める。

（単位期間）

4 申告並びに第二項の規定による勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に關し必要な事項は、事務総長が定める。

（単位期間）

4 申告並びに第二項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に關し必要な事項は、事務総長が定める。

（単位期間）

度として職員があらかじめ指定する日（次号において「特例対象日」という。）（休日等を除く。）については、イに定めるあらかじめ定める時間未満とすることができますこと。

四時までの時間帯において、標準休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を指定した職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

三 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより変更されれた後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

四 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

五 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

六 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

七 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

八 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

九 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十一 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十二 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十三 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十四 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十五 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十六 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十七 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十八 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

十九 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを割り振ること。

勤務時間の割振りが申告どおりとなるよう努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間の割振りを割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めることにより週休日を設け、及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるよう努めるものとする。

各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、同項の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があつた場合において、同項の規定により休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変更するとき。

二 職員から第七条第四項の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があつた場合において、同項の規定により休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変更するとき。

三 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りにより又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認められる場合において、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ること。

四 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に關し必要な事項は、事務総長が定める。

（単位期間）

4 申告並びに第二項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に關し必要な事項は、事務総長が定める。

(以下「養育里親」という。)である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

勤務時間法第六条第四項第一号のその他人事院規則で定める者は、次に掲げる者(第二号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)とする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第二において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院が定めるもの

三 勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 小学校、義務教育学校の前期課程若しくは小学校就学の始期に達するまでの子(勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

二 勤務時間法第六条第四項第一号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

三 勤務時間法第六条第四項第一号に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)第九条第一項に規定する健康管理医が認めるものとする。

(勤務時間法第六条第四項の適用職員に該当しないこととなつた場合の届出)

第四条の六 第四条の四第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第四条の五第三項各号に掲げる職員又は前項に規定する職員に該当しないこととなつた場合

合には、遅滞なく、その旨を各省各庁の長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、状況変更届により行うものとし、状況変更届に関し必要な事項は、事務総長

が定める。

3 第四条の四第二項の規定は、第一項の届出について準用する。

(勤務時間法第六条第四項の適用職員に該当しないこととなつた場合の週休日及び勤務時間)

第四条の七 第四条の四第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第四条の五第三項各号に掲げる職員又は第四条の五の二に規定する職員に該当しないこととなつた場合における

当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなつた直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

2 勤務時間法第八条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を勤務時間法第八条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行つた後において、週休日が毎四週間に四日以上となるようになつて、かつ、勤務日等(勤務時間法第十条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

3 各省各庁の長は、勤務時間法第七条第二項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(勤務時間法第八条に規定する勤務日をいい。以下同じ。)が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

2 各省各庁の長は、勤務時間法第七条第二項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

3 各省各庁の長は、四時間の勤務時間の割振り(休憩時間)

第七条 各省各庁の長は、次に掲げる基準に適合するよう休憩時間を置かなければならぬ。

1 おおむね毎四時間の連続する正規の勤務時間(勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間)をいう。以下同じ。)の後に置くこと。

2 勤務時間法第六条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振る場合にあつては六十分(各省各庁の長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、四十五分)とすること。

3 前項の規定による休憩時間の申告は、休憩時間申告簿により行うものとし、休憩時間申告簿に關し必要な事項は、事務総長が定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。

4 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振る場合において、当該申告が第一項又は前項に定める基準に適合するものであつて、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、第四条第一項又は第四条の四第一項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について前三項に定める基準に適合する申告があつたときには、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告が第一項又は前項に定める基準に適合するものであつて、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。

5 前項の規定による休憩時間の申告は、休憩時間申告簿により行うものとし、休憩時間申告簿に關し必要な事項は、事務総長が定めるところにより休憩時間を置くことができる。

6 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休憩時間)

第八条 各省各庁の長は、前条第一項第三号に規定する職員について、できる限り、始業の時刻からその直後の基本休憩時間の始まる時刻まで、基本休憩時間の終わる時刻からその後の基本休憩時間の始まる時刻まで若しくは終業の

する日を起算日とする四週間前の日から当該勤務時間がおむね四時間であるものに限る。)を

八週間後の日までの期間とする。

2 各省各庁の長は、週休日の振替(勤務時間

の休憩時間を置くこと及びまず基本休憩時間

(当該基本休憩時間の終わる時刻から終業の

時刻まで連続する正規の勤務時間がおむね

四時間であるものに限る。)を置き、次いで

当該基本休憩時間の後に十五分の休憩時間を置くこと。ただし、次条の休憩時間を置く場

合は、この限りでない。

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第二項から第四項までの規定により勤務時間を割り振る場合において、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、前項第一号の規定にかかわらず、連続する正規の勤務時間が六時間三十分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができる。

2 各省各庁の長は、第一項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は前項の規定によると能率を甚だしく阻害する場合に、人事院の定めるところにより、休憩時間の基準について別段の定めをすることができ

る。

時刻の直前の基本休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間ににおける正規の勤務時間がそれがおむね四時間である場合には、これらの正規の勤務時間に十五分の休息時間を置かなければならぬ。ただし、一回の勤務における休息時間は、当該勤務に割り振られた勤務時間考慮して二回以内において人事院が定める回数とする。

2 休憩時間は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続して置いてはならない。

3 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかつた場合においても、繰り越されることはない。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第九条 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第一項ただし書の規定により週休日を設け、同条第二項の規定により勤務時間を割り振り、勤務時間法第七条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、勤務時間法第九条の規定により休憩時間を置き、又は前条の休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振り、若しくは同条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行つた場合には、人事院の定めるところにより、職員に対する速やかにその内容を通知するものとする。

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間)

第十一条 勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務(人事院が定める基準に適合するものに限る)とする。

一 職員が一日の執務の全部を離れて受ける研修(船員の勤務時間の特例)

二 矯正医官が行う施設外勤務(矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所において医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換を行う勤務をいう。)

第十二条 勤務時間法第十一条の人事院規則で定める職員は、給与法別表第四口公安職俸給表(二)、給与法別表第五海事職俸給表又は給与法

別表第八イ医療職俸給表(二)の適用を受ける職員とする。

2 勤務時間法第十二条の人事院規則で定める作業は、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るために又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業(職員が本来の業務として行う作業で人事院が定めるものを除く。)とする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第十二条の二 第三条、第四条、第四条の三から第四条の七まで並びに第五条第一項及び第二項の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。

2 育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務の規定の適用については、同項中「前項各号の基準に適合し、かつ、週休日」とあるのは、「週休日」とする。

第三章 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間

(宿日直勤務)

第十三条 勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務と(次号に掲げる勤務を除く。)

二 前号に規定する業務を目的とする勤務のうち、庁舎に附属する居住室において私生活を営みつつ常時行う勤務

三 次に掲げる当直勤務

イ 警察庁本庁における被疑者等の身元、犯罪経歴等の照会の処理のための当直勤務

ロ 皇宮警察本部又は宮内庁の本庁若しくは御料牧場の動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務

ハ 皇宮警察本部、地方検察庁又は公安調査庁における警備又は事件の捜査、調査、処理等のための当直勤務

ニ 国立児童自立支援施設又は障害者支援施設における入所者の生活介助等のための当直勤務

(2) 入所、积放又は面会に関する事務処理、警備等のための当直勤務

ヘ 保護観察所における次に掲げる当直勤務

(1) 保護観察に付され保護観察所に居住している者に対する指導監督及び補導援護のための当直勤務

(2) (1)に規定する者に対する保護観察に付されている者に対する指導監督及び補導援護のための当直勤務(1)に掲げる当直勤務

ト 東京保護観察所における保護観察に付され所在不明となつてゐる者に関する身元の照会の処理等のための当直勤務

チ 病院又は診療所である医療施設における勤務を除く。)

(1) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務

(2) 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の当直勤務

(1) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師(診療エックス線技師を含む。)又は臨床検査技師(衛生検査技師を含む。)の当直勤務

(2) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための当直勤務

(3) 地方農政局、地方整備局又は北海道開発局のダム等の管理施設における機器等の監視、管理等のための当直勤務

(4) 海上保安大学校その他の教育又は研修の機関における学生等の生活指導等のための当直勤務

リ ロ 行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日をいう。)の午前八時三十分から午後九時三十分までの時間帯において行う勤務

ル 一 当該勤務に従事する職員(以下この項において単に「職員」という。)が、当該職務の遂行に必要な知識又は技能を有する者であること。

三 職員ごとの当該勤務に従事する回数が、一ヶ月当り五回を超えないこと。

四 当該勤務が第一号イに掲げる勤務である場合にあつては、職員について当該勤務時間中に少なくとも六時間の仮眠のための時間が確保され、かつ、当該仮眠のための施設が当該勤務が行われる官署内に整備されていること。

2 各省各庁の長は、前条第一項第三号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務に従事する職員の数を必要最小限のものとしなければならない。

3 各省各庁の長は、前条第一項第三号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務に従事する職員の数を必要最小限のものとしなければならない。

4 各省各庁の長は、前条第一項第三号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務に従事する職員の数を必要最小限のものとしなければならない。

(5) 海上保安部の分室又は海上保安署における警備救難業務

(6) 原子力規制庁における原子力施設の事故発生に係る緊急業務

2 各省各庁の長は、休日又は国の行事の行われる日で人事院が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第十四条 各省各庁の長は、前条第一項第二号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務が必要やむを得ないものであり、かつ、職員の心身にかかる負担の程度が軽易であるようになればならない。

2 各省各庁の長は、前条第一項第三号に掲げる勤務を命ずる場合には、次に掲げる基準に適合するようにならなければならない。

一 当該勤務が、次のいずれかに該当するものであること。

イ 午後五時から翌日の午前九時三十分までの時間帯において行う勤務

ロ 行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日をいう。)の午前八時三十分から午後六時十五分までの時間帯において行う勤務

リ ロ 行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日をいう。)の午前八時三十分から午後六時十五分までの時間帯において行う勤務

ル 一 当該勤務に従事する職員(以下この項において単に「職員」という。)が、当該職務の遂行に必要な知識又は技能を有する者であること。

三 職員ごとの当該勤務に従事する回数が、一ヶ月当り五回を超えないこと。

四 当該勤務が第一号イに掲げる勤務である場合にあつては、職員について当該勤務時間中に少なくとも六時間の仮眠のための時間が確保され、かつ、当該仮眠のための施設が当該勤務が行われる官署内に整備されていること。

当該年の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員（次号に掲げる職員を除く。）ことの者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

一 当該年において、行政執行法人職員等（勤務時間法第十七条第一項第三号に規定する行政執行法人職員等をいう。以下この条において同じ。）となつた者であつて引き続き新たに職員となつたもの又は官民人事交流法第二条第二項に規定する民間企業に雇用された者であつて引き続き官民人事交流法第二十条に規定する交流採用職員となつたもの、行政執行法人職員等となつた日又は同条に規定する交流元企業に雇用された日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に掲

二 不齊一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいいう。以下同じ。）百五十五時間に育児休業法第十七条若しくは第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項又は勤務時間法第五条第二項の規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第十八条の二 勤務時間法第十七条第一項第二号の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

一、一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時数が同一であるもの）をいう。以下同じ。

二、十日に一型短時間勤務職員の一週間に勤務する日数を五日で除して

4
第二項に規定する交流派遣職員となり引き続
き職務に復帰したもの
勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規
則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区
分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が
基本日数に満たない場合にあつては、基本日
数）とする。
一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる
場合に応じ、次に掲げる日数
イ 当該年の初日に職員となつた場合 二十
日（当該年の中途において任期が満了する
ことにより退職することとなる場合にあつ

二 当該年の前年において官民人事交流法第三条第二項に規定する民間企業に雇用された者であつて引き続き当該年に官民人事交流法第二十条に規定する交流採用職員となつたもの

三 当該年の前年において職員であった者であつて引き続き当該年に行政執行法人職員等となり引き続き再び職員となつたもの

四 当該年の前年において職員であった者であつて引き続き当該年に官民人事交流法第三条第二項に規定する民間企業に雇用され、

二　国家公務員派遣法第十九条の四各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。）

三　前二号に掲げる法人のほか、人事院がこれらに準ずる法人であると認めるもの

勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　当該年の前年において官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員であつた者であつて引き続き当該年に職務に復帰した

2
勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のかか、次に掲げる法人とする。
一　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）第九条の二各号に掲げる法人

ける日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（二の号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日

においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間が同一である育児短時間勤務（以下この条

第十八条の三 次の各号に掲げる場合において、適用を受ける職員のうちその者の使用した年次の休暇に相当する休暇の日数が明らかでないもの年の年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、人事院が別に定める日数とする。

一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては勤務時間法第十七条第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前

二　又は年次休暇の日数を減じて得た日数
　　定年前再任用短時間勤務職員等　その者の
　　勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める
　　日数

では、当該年における在職期間に応じ別表第一の日数欄に掲げる日数)に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該残日数が二十日を超える場合にあつては、二十日)を加えて得た日数

第十九条 勤務時間法第十七條第二項の人事院規則で定める日数は、一年における年次休暇の二十日（第十八条各号に掲げる職員については、同条の規定による日数）を超えない範囲内に、該年の翌年の初日に勤務形態が変更の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更の場合は、前項の規定による年次休暇の二十日を超過する場合を除く。）の範囲内に、該年の翌年の初日に勤務形態が変更の場合は、前項の規定による年次休暇の二十日を超過する場合を除く。

四 不齊一型育児短時間勤務をしている職員が、引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を七時間四十五分とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を、当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率（年次休暇の繰越し）

三 時間の時間数で除して得た率
一 善一型育児短時間勤務を正在する職員が引き継いで不善一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を七時間四十五分とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を除して得た率

において、育児短時間勤務といふ。(一)を始める場合、育児短時間勤務をして、育児短時間勤務する。この職員が引き続いで勤務形態を異にする育児短時間勤務を始めると、育児短時間勤務の場合は、育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務を始める場合、育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務を終える場合、勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十七条の規定により同日における育児時間(請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)。

九 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合(人事院が定める期間内における一日の範囲内の期間)

十 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間における場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき

十一 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかるたその子の世話を又は病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合(一の年において五日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日)の範囲内の期間)

十二 勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事院が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合(一の年において五日(要介護者が二人以上の場合は、十日)の範囲内の期間)

十三 職員の親族(別表第二の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀(喪儀その他の親族の死に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき)親族に応じ同表の

日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復を要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

十四 職員が父母の追悼のため特別な行事(父母の死後人事院の定める年数に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合(一日の範囲内の期間)

十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合(一年の七月から九月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員があつては、一年の六月から十月までの期間)内における、週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間)

十六 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき(七日の範囲内の期間)

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合(必要と認められる期間)

二 不育一型短時間勤務職員 七時間四十五分(介護休暇)

第三十二条 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

第二十三条 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

2 勤務時間法第二十条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を休算簿に記入して、各省各庁の長に対し行わなければならない。

3 各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第六項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

4 職員は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休算簿に記入して、各省各庁の長に対し申し出なければならない。

5 各省各庁の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第三項、この項又は次項の規定による指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

第二十四条 勤務時間法第二十二条第一項第六号及び第七号の休暇(病気休暇及び特別休暇の承認)

第二十五条 各省各庁の長は、病気休暇又は特別休暇(前条に規定するものを除く。第二十七条で定める特別休暇は、第二十二条第一項第六号及び第七号の休暇とする。)

第一項において同じ。)の請求について、勤務時間法第十八条に定める場合又は第二十二条第一項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、

公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるとの認められる場合は、この限りでない。

第二十六条 各省各庁の長は、介護休暇又は介護時間の請求について、勤務時間法第二十二条第一項又は第二十条の二第一項に定める場合に該当するとの認めるときは、これを承認しなければならない。

ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第二十七条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して各省各庁の長に対し行なわなければならない。

3 第二十二条第一項第七号に掲げる場合に該当する事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第二十二条第一項第六号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して各省各庁の長に対し行なわなければならない。

3 第二十二条第一項第七号に掲げる場合に該当する事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その旨を速やかに各省各庁の長に届け出るものとする。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第二十八条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して各省各庁の長に対し行なわなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、二週間以上上の期間(当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事院が定める場合には、人事院が定める期間)について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第二十九条 第二十七条第一項又は前条第一項の請求があつた場合には、各省各庁の長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定により介護休暇の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して一週間を経過する日(以下この項において「一週間経過日」という)後の期間が含まれているときにおける当該期間においては、一週間経過

までに承認するかどうかを決定することができる。

2 各省各庁の長は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認すると認めるときは、証明書類の提出を要する。

(介護休暇)

第三十条 休暇簿に關し必要な事項は、事務総長が定める。

(その他の事項)

第六章 雜則

(第二章から第四章までの規定についての別段の定め)

第三十二条 各省各庁の長は、業務若しくは勤務しない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第二十二条第一項第六号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して各省各庁の長に対し行なわなければならない。

3 第二十二条第一項第七号に掲げる場合に該当する事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その旨を速やかに各省各庁の長に届け出るものとする。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第二十九条 第二十七条第一項又は前条第一項の請求があつた場合には、各省各庁の長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定により介護休暇の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して一週間を経過する日(以下この項において「一週間経過日」という)後の期間が含まれているときにおける当該期間においては、一週間経過

て、この規則の施行の際現に旧規則一五一第一項第一項若しくは第十条又は旧規則一五一第一項(研究職員等の勤務時間等の基準の特例)第五条の規定に基づき置かれている休息時間については、それぞれ第八条第一項又は第三十二条第一項の規定に基づく休息時間とみなす。

この規則の施行の際現に旧規則一五一第一項(研究職員等の勤務時間等の基準の特例)第五条の規定に基づき人事院の承認を得ている勤務時間を要しない日の振替え若しくは半日勤務時間の割振り変更、休憩時間又は休息時間についての別段の定めは、人事院が別に定める場合を除き、それぞれ第三十二条の規定に基づき人事院の承認を得た週休日の振替等、休憩時間又は休息時間についての別段の定めとみなす。

この規則の施行の際現に旧規則一五一第一項(研究職員等の勤務時間等の基準の特例)第五条の規定に基づき人事院の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(報告)

第三十三条 人事院は、必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(施行期日)

1 この規則は、平成九年六月四日人事院規則一(施行期日)

2 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年一二月九日人事院規則一五一一四一三)

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月一六日人事院規則一五一一四一四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月一三日人事院規則一五一一四一六)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月一四日人事院規則一五一一四一七)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月一四日人事院規則一五一一四一八)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一〇年一二月一四日人事院規則一五一一四一九)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一〇年一二月一四日人事院規則一五一一四一九)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一〇年一二月一四日人事院規則一五一一四一九)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一〇年一二月一四日人事院規則一五一一四一九)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一〇年一二月一四日人事院規則一五一一四一九)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

段の定めは、それぞれ第三十二条の規定に基づき人事院の承認を得た第三条第一項第一号に定める時間帯(同項第二号に定める時刻、第七条第三項に定める休憩時間又は第八条第一項に定める休憩時間についての別段の定めとみなす)。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第四項の改正規定は、平成七年一月一日から施行する。

附 則 (平成六年一一月一八日人事院規則一五一一四一四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月二八日人事院規則一五一一四一四)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月九日人事院規則一五一一四一八)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月九日人事院規則一五一一四一九)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

の更新の状況の報告については、なお従前の例による。
附 則 (平成二年三月一日人事院規則一五ー一四ー一八)抄 この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二年二月二七日人事院規則一三二)抄 (施行期日) この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成三年三月二七日人事院規則五一ー四ー九)抄 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成四年三月二五日人事院規則五一ー四ー一〇)抄 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一四年四月一日人事院規則一三五)抄 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一四年四月一日人事院規則五一ー四ー一一)抄 (施行期日) この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年三月二一日人事院規則五一ー四ー一〇)抄 (施行期日) この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年三月三一日人事院規則五一ー四ー一六)抄 (施行期日) この規則は、平成十八年七月一日から施行する。
附 則 (平成一八年九月二九日人事院規則五一ー四ー一七)抄 (施行期日) この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
附 則 (平成一九年七月二〇日人事院規則五一ー四ー八)抄 (施行期日) この規則は、平成十九年八月一日から施行する。
附 則 (平成一九年七月二〇日人事院規則五一ー四ー九)抄 (施行期日) この規則は、平成二十年八月二十日から施行する。
附 則 (平成二〇年一〇月一日人事院規則五一ー四ー一二)抄 (施行期日) この規則は、平成二十一年二月二七日人事院規則五一ー四ー二三)抄 (施行期日) この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年一〇月一日人事院規則五一ー四ー二二)抄 (施行期日) この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。
附 則 (平成二二年一月一日人事院規則五一ー四ー二七)抄 (施行期日) この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。
附 則 (平成二三年三月一七日人事院規則五一ー四ー二八)抄 (施行期日) この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。
附 則 (平成二四年六月二九日人事院規則五一ー四ー二九)抄 (施行期日) この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二四年九月二九日人事院規則五一ー四ー三〇)抄 (施行期日) この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則 (平成二五年五月二九日人事院規則一六二)抄 (施行期日) この規則は、平成二六年五月二九日から施行する。
第一条 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一八日人事院規
（施行期日）
則一 一六三）抄

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。（雜則）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（平成二七年一月二日人事院規
則一 一六七）

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月五日人事院規
則一 一五一一四一三一）抄

第一条 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二八年一二月一日人事院規
則一 一五一一四一三二）抄

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。（指定期間の指定）

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）。以下「平成二十八年改正法」という。附則第四条に規定する職員の申出は、勤務時間法第二十条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、各省各府の長（勤務時間法第三条に規定する各省各府の長をいう。以下同じ。）に対し行わなければならぬ。

各省各府の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成二十八年改正法附則第四条に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

この規則は、平成二十八年改正法附則第四条に規定する職員（以下「職員」という。）は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指

定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定するこ

とを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、各省各府の長に対し申し出なければならない。

1（施行期日）
（経過措置）

この規則による改正後の規則一五一一四一六条の二の二第一項第二号（へに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

附 則（平成三一年四月一日人事院規
則一 一五一一四一三七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月一日人事院規
則一 一五一一四一三八）

この規則は、令和四年一月一日から施行す

附 則（令和四年二月一八日人事院規
則一 一七九）抄

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和四年二月一八日人事院規
則一 一五一一四一三九）

この規則は、令和四年十月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四〇）抄

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四一）

この規則は、令和四年十月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四二）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四三）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（平成二九年三月三一日人事院規
則一 一五一一四一三三）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行す。

附 則（平成二九年七月七日人事院規
則一 一五一一四一三四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年二月一日人事院規
則一 一五一一四一三五）

この規則は、平成三十一年一月一日から施行す。

附 則（平成三一年二月一日人事院規
則一 一五一一四一三六）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行す。

1（施行期日）
（経過措置）

この規則による改正後の規則一五一一四一六条の二の二第一項第二号（へに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

附 則（平成三一年四月一日人事院規
則一 一五一一四一三七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一三八）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一三九）

この規則は、令和五年十月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四〇）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四一）

この規則は、令和五年十月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四二）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四三）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四四）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四五）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四六）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、第三十四条の規定による改正後の規則一五一一四一六条の二の二第一項第二号（へに係る部分に限る。）及び第三项（第一号に係る部分に限る。）及び第三项、第十六条の二、第十八条、第十八条及び第三项、第十六条の二、第十八条、第十八条及び第三项（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条の三の規定を適用する。

2（暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第三十四条の規定による改正後の規則一五一一四一六条の二の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三项（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条の三の規定を適用する。

第三条 各省各府の長（勤務時間法第三条に規定する各省各府の長をいう。）は、この規則による改正後の規則一五一一四一四三条又は前条の協議は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四七）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四八）

この規則は、令和五年十月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一四九）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一五〇）

この規則は、令和五年十月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一五一）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一五二）

この規則は、令和五年十月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一五三）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一五四）

この規則は、令和五年十月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一五五）

この規則は、令和五年四月一日から施行す

附 則（令和五年一月二〇日人事院規
則一 一五一一四一五六）

この規則は、令和五年十月一日から施行す

**附 則（令和六年三月二九日人事院規則
一一八二）抄**

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日から、第五条の規定並びに第十一条中規則一五一四の目次の改正規定、同規則中第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定及び同規則第十三条第一項第三号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

（勤務時間法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。）は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号。附則第四条において「令和五年改正法」という。）第三条の規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に勤務時間法第六条第三項（育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定により勤務時間を取り扱うとする場合又は勤務時間法第六条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を取り扱うとする場合（規則一五一四条が一週間である場合を除く。）において、単位期間（勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間をいう。以下同じ。）の初日としようとする日から起算して四週間（選択単位期間が二週間又は三週間である場合にあつては、それぞれ二週間又は三週間）を経過する日が、施行日以後に到来するときは、同規則第四条の二の規定にかかわらず、当該単位期間の末日を施行日の前日以前とするために必要な限度において、当該単位期間を一週間、二週間又は三週間とすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、令和五年改正法及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

別表第一（第十八条の二関係）

別表第一（第十八条の二関係）	在職期間	一月を超えるまでに達するまでの期間	二月に達するまでの期間	三月に達するまでの期間
	一日	二日	三日	四日

別表第二（第二十二条関係）	親族	日数	別表第二（第二十二条関係）						
			孫	子	父母	配偶者	祖父母	兄弟姉妹	おじ又はおば
			一日	五日	七日	七日	三日	三日	一日

（別表第二（第二十二条関係）の説明）

本表は、別表第一（第十八条の二関係）の「別表第二（第二十二条関係）」欄に記載する親族の日数を示す表である。別表第一（第十八条の二関係）の「別表第二（第二十二条関係）」欄に記載する親族の日数を記入する。

本表の構成は以下の通りである。

- 列頭部：別表第二（第二十二条関係）、親族、日数
- 行頭部：孫、子、父母、配偶者、祖父母、兄弟姉妹、おじ又はおば
- データセル：各親族に対する日数（一日、五日、七日）

本表の内容は以下の通りである。

孫	子	父母	配偶者	祖父母	兄弟姉妹	おじ又はおば
一日	五日	七日	七日	三日	三日	一日

本表の「別表第二（第二十二条関係）」欄に記載する親族の日数を記入する。